

第13章 地方財政

第1節 国と地方の役割分担

(1) 資源配分機能としての地方公共財の提供

資源配分機能 地方公共財

消防サービス：便益の範囲が地域的に限定

(2) 所得分配機能における地方の役割

所得分配機能 本来は国の仕事

地域性に依存していない

(3) 経済安定機能と地方の公共事業

経済安定機能 本来は国の役割

第2節 地方財政の現状

(1) 地方財政と国の財政

表 13-1 地方財政と国の財政との累年比較

単位：兆円、%

年度	国内総支出		歳出総額			歳出純計額			純計構成比		国内総支出に対する比率				
	(A)	(B)	地方 (C)	国	地方	合計 (F)	国	地方	(D)/(F)	(E)/(F)	国	地方	(D)/(A)	(E)/(A)	(F)/(A)
				(D)	(E)		(D)/(F)	(E)/(F)							
1990	450.5	74.2	78.5	46.6	77.3	123.9	37.6	62.4	10.6	17.6	28.2				
1991	474.6	75.6	83.8	46.8	82.7	129.6	36.1	63.9	10.1	17.8	27.9				
1992	483.2	77.1	89.6	46.5	88.3	134.8	34.5	65.5	9.9	18.7	28.6				
1993	487.5	79.4	93.1	48.2	91.7	139.9	34.4	65.6	10.1	19.2	29.3				
1994	492.3	80.0	93.8	48.7	92.7	141.4	34.5	65.5	10.2	19.4	29.5				
1995	502.0	86.5	98.9	53.3	97.4	150.8	35.4	64.6	10.9	19.9	30.8				
1996	515.2	87.3	99.0	53.6	97.8	151.4	35.4	64.6	10.6	19.4	30.0				
1997	520.2	84.9	97.7	52.3	96.4	148.7	35.2	64.8	10.3	19.0	29.3				
1998	513.2	92.3	100.2	57.9	98.5	156.4	37.0	63.0	11.6	19.8	31.4				
1999	514.3	101.9	101.6	63.2	100.0	163.2	38.7	61.3	12.3	19.4	31.7				
2000	513.0	100.7	97.6	63.0	96.1	159.0	39.6	60.4	12.3	18.7	31.0				

資料) 『地方財政統計年報』、『地方財政白書』。

備考) 1. 国の歳出額は、一般会計と交付税及び譲与税配付金、国有林野事業(治山勘定のみ)、国営土地改良事業、港湾整備、道路整備、治水、石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策、厚生保険(児童手当勘定のみ)及び電源開発促進対策(電源のみ)の10特別会計との純計決算額である。

2. 「国から地方に対する支出」は、地方交付税(臨時地方特例交付金及び特別事業償還交付金等を含む。)、地方譲与税及び金(交通安全対策特別交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金及び地方債のうち特定資金公共事業債を含む。)の合計額地方の歳入決算額によっている。

3. 「地方から国に対する支出」は、地方財政法第17条の2の規定による地方公共団体の負担金(地方の歳入決算額中、国直轄事に係る国への現金納付額及び国に対する交付公債の元利償還額の合計額)である。

4. 国内総支出は、1994年基準。

出所: 『地方財政統計年報』、『地方財政白書』各年版より作成。

歳出 国 4 地方 6

歳入 国 6 地方 4

国から地方への財政移転で穴埋め

地方交付税、国庫支出金

地方債

地方財政法で発行することが認められたもの

財源対策債

特例債 減税財源など経常的な財源不足に対応するため

地方債の許可制度

地方財政計画を国が定め、各地方団体の発行には、都道府県は総務大臣、市町村は知事の許可が必要

2000年4月 地方分権一括法

2006(平成18)年度から総務大臣もしくは知事との協議制へ

(2) SNA からみた地方財政

表 13-2 国内総支出と地方財政

	平成12年度	構成比	
		(国内総支出=100)	(政府部門=100)
国内総支出(名目)	513兆61億円	100	—
民間部門	385兆2,679億円	75.1	—
政府部門	121兆5,424億円	23.7	100
中央政府	23兆7,888億円	4.6	19.6
地方政府	68兆4,387億円	13.3	56.3
社会保障基金	29兆3,149億円	5.7	24.1
財貨・サービスの純輸出	6兆1,958億円	1.2	—

(注)国内総支出のうち政府部門には、扶助費、公債費等付加価値の増加を伴わない経費は含まれないことなどから、それらが含まれている国と地方の歳出決算額より小さくなる。
出所：総務省ホームページ http://www.soumu.go.jp/s-news/2002/020322_3.html

(3) 地方財政計画

地方財政計画 地方公共団体全体の予算

地方公共団体の歳入(歳出)の合計額 88兆9,300億円

歳入の内訳 地方税約35兆円、地方交付税約21兆円、国庫支出金約13兆円、地方債約11兆円

歳出の内訳 給与関係経費約24兆円、一般行政経費約20兆円、公債費約12兆円、投資的経費約28兆円

表 13-3 地方財政計画歳入歳出一覧

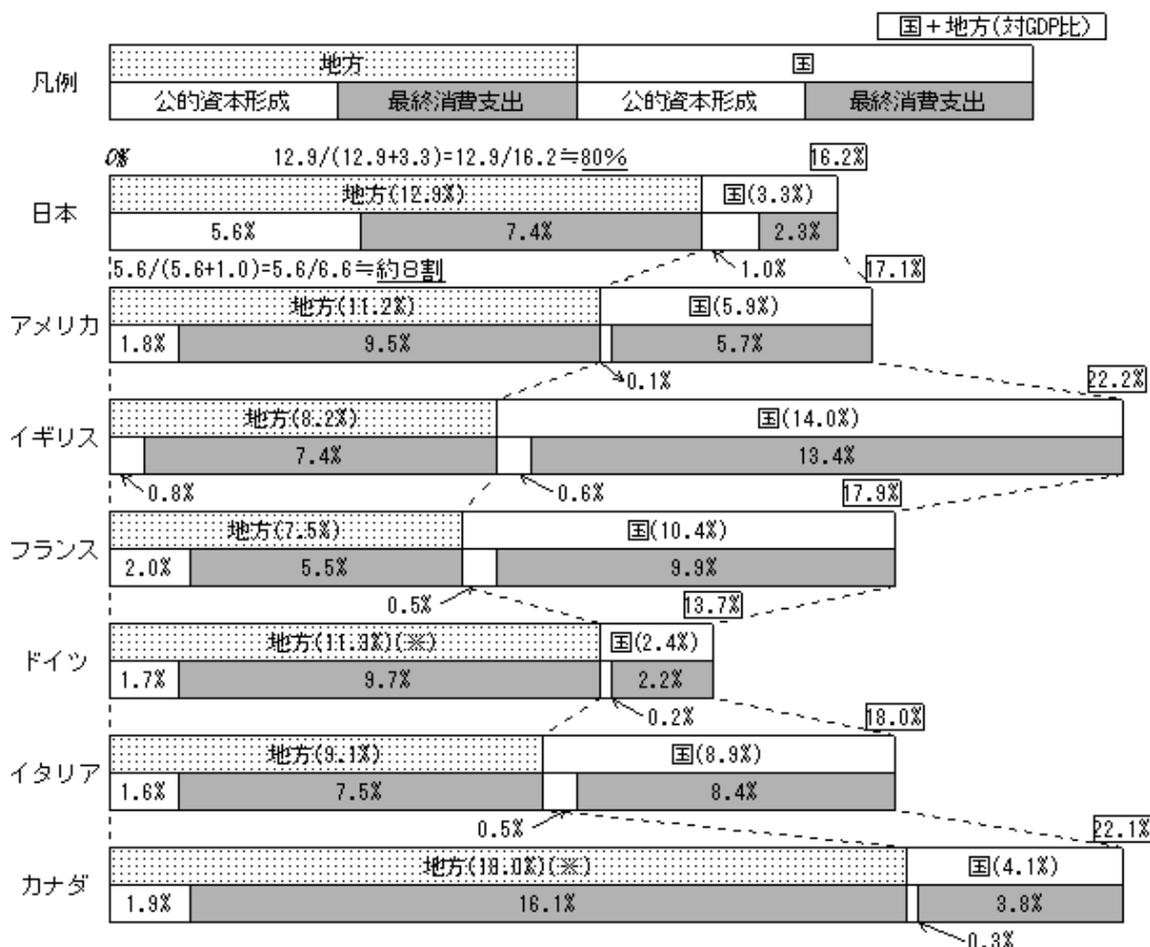
(単位:億円,%)

区分	平成12年度 (A)	平成11年度 (B)	増減額 (A)-(B)=(C)	増減率 (C)÷(B)	平成11年度 増減率
(歳入)					
地方税	350,568	352,957	▲ 2,389	▲ 0.7	▲ 8.3
地方譲与税	6,141	6,131	▲ 10	0.2	2
地方特例交付金	9,140	6,399	2,741	42.8	皆増
地方交付税	214,107	208,642	5,465	2.6	19.1
国庫支出金	130,384	132,359	▲ 1,975	▲ 1.5	2
地方債	111,271	112,804	▲ 1,533	▲ 1.4	2.3
使用料及び手数料	15,903	15,566	337	2.2	1.8
雑収入	51,786	50,458	1,328	2.6	1.7
計	889,300	885,316	3,984	0.5	1.6
(歳出)					
給与関係経費	236,642	236,922	▲ 280	▲ 0.1	1.2
一般行政経費	197,087	192,745	4,342	2.3	4.2
補助	89,007	86,523	2,484	2.9	4.6
単独	108,080	106,222	1,858	1.7	3.8
公債費	120,991	113,882	7,109	6.2	8.6
維持補修費	10,043	9,870	173	1.8	1.5
投資的経費	284,187	294,788	▲ 10,601	▲ 3.6	0.9
補助	99,187	101,788	▲ 2,601	▲ 2.6	2.6
単独	185,000	193,000	▲ 8,000	▲ 4.1	0
公営企業繰出金	32,750	32,709	41	0.1	3.6
企業債償還費普通会計負担分	20,855	20,146	709	3.5	5.5
その他	11,895	12,563	▲ 668	▲ 5.3	0.6
不交付団体水準超経費	7,600	4,400	3,200	72.7	▲ 67.2
計	889,300	885,316	3,984	0.5	1.6
地方一般歳出(公債費、企業債償還費普通会計負担分、不交付団体水準超経費を除く)	739,854	746,888	▲ 7,034	▲ 0.9	1.8

出所：総務省ホームページ <http://www.mha.go.jp/iken/zaisei/chizai12-d.html>

(4) 国際比較

図 13-1 一般政府支出（社会保障基金を除く。）の対 GDP 比の国際比較（1997）
 イタリアは 95 年のデータ、イギリスは 96 年のデータ。



(参考)「NATIONAL ACCOUNTS DETAILED TABLES 1960/1997 VOLUME II」(OECD)に基づき作成。

()は、「Local Government」と「State or Provincial Government」の計である。

公的資本形成とは、「Gross Fixed capital formation」と「Purchase of land, net」の計である。

端数処理のため、数値が一致しないことがある。

出所：総務省ホームページ <http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/hikaku.html>

第3節 地方財政の課題

(1) 地方の赤字体質

形式収支 地方公共団体の1年間の歳入と歳出の差引額

実質収支 この形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額

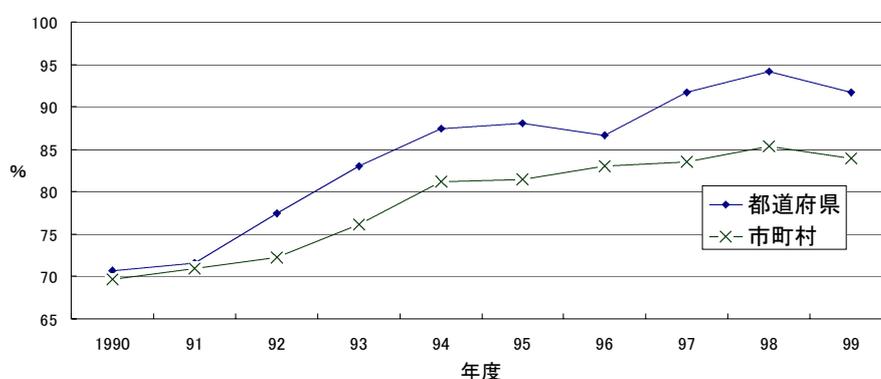
用地賠償交渉等の遅れにより、翌年度に繰り越す事業に充てる場合

実質収支比率 の実質収入額の標準財政規模に対する比率

実質収支比率でみると、赤字団体は、1999 年度については東京都、大阪府、神奈川県、愛知県の 4 都府県と 22 市町村だけ

経常収支比率 地方税、地方交付税、地方譲与税など毎年度経常的に地方公共団体の歳入となる一般財源から、人件費・扶助費・公債費といった経常的に支出される経費に充当された割合のこと

図 13-2 経常収支比率の推移



出所：
『地方
財政白

書』(平成 13 年度版)より作成。

経常収支比率 都道府県では 80 %、市町村では 75 %程度が望ましい

財政力指数 基準財政収入額の基準財政需要額に対する比率を過去 3 年間について単純平均したもの

(2) 地方分権

1995 年 「地方分権推進法」制定
地方分権推進委員会設置

1996 年 12 月 機関委任事務の廃止を柱とする第 1 次勧告提出

知事や市町村長を国の機関として事務を委任するもの

1999 年 7 月 地方分権一括法(地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律)成立 機関委任事務を廃止して、**自治事務**と**法定受託事務**に分類

自治事務 地方公共団体が処理する事務のうち、法定受託事務を除いたもの
法定受託事務 本来国が果たすべき事務であり、国においてその適正な処理を確保する必要があるものとして法律又は政令に特に定めるもの

特例市制度の創設

20万以上の人口規模を有する市を申し出に基づき「特例市」として指定し、権限を委譲する制度

(3) 財源の委譲

個人住民税をフラット化し、国税の所得税を付加税へ